

きれいなまちに！ みんなで取り組む、草刈り運動！

春から夏にかけて、草や木の成長が盛んになり、雑草も生い茂りやすくなります。雑草が生い茂った「あき地」は、まちの美観を損なうばかりか、害虫が発生しやすくなり、ごみの不法投棄や火災を誘発することになります。



「まちの美観の維持」や「生活環境の保全」には、土地の所有者や管理者、さらには地域の皆様のご協力が不可欠です。

『草刈り運動』へのご参加をお願いします。

・第一次推進期間 **7月15日～ 8月14日**

・第二次推進期間 **9月15日～10月14日**



- 1 あき地の所有者(管理者)は、近所の迷惑にならないよう早めに草刈りをしましょう。
「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」では、あき地を放置し雑草を繁茂させることは「迷惑行為」とされ、指導等の対象になっています。
- 2 地域ぐるみで、自発的に草刈りをするよう呼びかけあいましょう。
- 3 一年間に二回草刈りをしましょう。
- 4 あき地に、ごみ等を捨てないようにしましょう。

【除草委託】

あき地の所有者で、ご自身での草刈りが困難な方は、有料で市に除草委託できます。
※居住者のいる家(庭)及び田畑・駐車場などの利用地は対象外です。
※土地の場所、形状などで料金が変わります。詳しくは下記へお問合せください。

【草刈機の貸出し】

ご自分で草刈りをされる方には、草刈機を無料で貸し出しています。※事前予約要

【問合せ連絡先】

・門司区・小倉南区	新門司環境センター	481-7053
・小倉北区・戸畑区	日明環境センター	571-4481
・若松区・八幡東区・八幡西区	皇后崎環境センター	631-5337